

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百十七号）による大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	目黒区
4. 届出番号	25
5. 独自利用事務の事例番号	120-1：難病患者の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百十七号）による大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	131	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	158	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 別表第1 第10の項 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百十七号）による大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律 第1条	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいう。以下同じ。）の患者）に対する医療その他難病に関する施策（以下「難病の患者に対する医療等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、（難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図る）ことを目的とする。	この条例は、（大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者）に対し、（医療費を助成することにより、その者の健康障害の救済を図る）ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令160条 項1号	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 第4条
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成の認定申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令160条 項1号イ	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 第3条第5号 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則 第2条の2、第3条第1項第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令160条 項1号	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 第6条第1項

②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
--------	--	---

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令160条 項1号イ	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則 第7条第1項第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令160条 項4号	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 第10条
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十三条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令160条 項4号イ	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則 第9条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表の四十三の規定により、東京都知事の権限に属する本事務の一部を目黒区が処理している。
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	大気汚染に係る健康障害者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2025年10月17日

保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	